

答弁書第八七号

内閣参質一八三第第八七号

平成二十五年五月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 平 田 健 二 殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に遺された日本人遺骨の収容と墓参に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に遺された日本人遺骨の收容と墓参に関する質問に対する答弁書

一及び二について

先の大戦の終戦時に現在の北朝鮮地域に居留していたお尋ねの「民間人」の数は約二十八万人と推計しているが、お尋ねの「軍人」の数及び「軍属」の数はいずれも不明であり、また、昭和二十年八月九日の旧ソヴェト社会主義共和国連邦の対日参戦後、旧満州国に居留していた者で先の大戦の終戦時までに現在の北朝鮮地域に南下してきた者の数も不明であることから、お尋ねの先の大戦の終戦時に現在の北朝鮮地域にいた者の数及びそのうち「帰国を果たさずに亡くな」った者の数は、いずれも不明である。

三について

お尋ねの「北朝鮮地域で亡くなった日本人の墓」の数については、政府として必要な情報収集等を行ってきているが、事実関係を確認できないことから、網羅的かつ正確にお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「遺骨問題への対応」については、政府として必要な情報収集等を行ってきている。

五について

民間が独自に行う北朝鮮への墓参に関し、政府として財政的支援を講ずることは考えていない。

六について

政府としては、必要な情報収集を行ってきたが、情報収集の内容について具体的にお答えすることは、今後の情報収集に支障を来すおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。

七について

お尋ねの取組について遺族が政府に対して求める支援の内容が不明であることから、お尋ねにお答えすることは困難である。